○財務省・農林水産省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　**吉川　貴盛**

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成十四年財務省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○文部科学省令第五号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第三号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

文部科学大臣　柴山　昌彦

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式から別記第八号様式までの様式中「平　証第　号」を「令　証第　号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
経済産業大臣　世耕　弘成

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十二から様式第十四まで、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十、様式第二十一及び様式第二十三から様式第三十まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。